

項目	各種事務事業の取扱い - コミュニティ施策
コミュニティ施策は、さいたま市の制度に統一する。	

主な項目とその取扱い

自治会の運営に対する支援	さいたま市の制度に統一する。
自治会連合会の運営に対する支援	さいたま市の制度に統一する。
区民会議	さいたま市の制度を適用する。
コミュニティ施設の提供	さいたま市の制度に統一する。

議案第 29 号関係（各種事務事業の取扱い - コミュニティ施策）

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 自治会の運営に対する支援</p> <p>(1) 目的 市民との協働によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティ組織である自治会の活動に対し、支援・協力を行う。</p> <p>(2) 自治会数 691 団体(法人化自治会 52 団体) (平成 16 年 4 月 1 日現在)</p> <p>(3) 内容 ア自治会運営に対する補助金交付 イ集会施設等の整備に対する補助金の交付 ウ自治会の法人化に対する認可及び証明書の交付</p> <p>2 自治会連合会の運営に対する支援</p> <p>(1) 目的 単位自治会相互の連絡強調及びコミュニティ活動を展開している自治会連合会の支援を行うことにより、市民相互のふれあい及び連帯感のある明るく住みよい地域社会の形成を推進する。</p> <p>(2) 名称 「さいたま市自治会連合会」</p> <p>(3) 内容 ア自治会連合会の運営に対する補助金交付 イ情報提供及び自治会連合会運営に対する相談 ウ各種事業に対する支援</p> <p>3 区民会議</p> <p>(1) 目的 区民会議は、区民が主体となって、区と区民との協働、区の特徴・特性を活かした魅力あふれるまちづくりを行うとともに、区政に広く区民の意見を反映させることを目的とする。</p> <p>(2) 委員数 各区 20 人</p> <p>(3) 任 期 2 年</p>	<p>1 自治会の運営に対する支援</p> <p>(1) 目的 コミュニティ活動と振興の育成を図るため、自治会の活動に対し、支援・協力を行う。</p> <p>(2) 自治会数 144 団体(法人化自治会 2 団体) (平成 16 年 4 月 1 日現在)</p> <p>(3) 内容 ア自治会運営に対する補助金交付 イ集会施設等の整備に対する補助金の交付 ウ自治会の法人化に対する認可及び証明書の交付</p> <p>2 自治会連合会の運営に対する支援</p> <p>(1) 目的 自治会相互の連絡及びその健全なる発達を図り、もって住民の福祉の増進及び市の発展に資することを目的とする。</p> <p>(2) 名称 「岩槻市自治会長会」</p> <p>(3) 内容 ア自治会長会の運営に対する補助金交付 イ情報提供及び自治会長会運営に対する相談 ウ各種事業に対する支援</p> <p>3 区民会議 実施していない。</p>

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>(4) 活動内容 ア提案された諸課題について協議及び政策の提言 イ区民と行政の協働による魅力あるまちづくりのための活動 ウその他、区の健全な発展に寄与する活動</p> <p>4 コミュニティ施設の提供</p> <p>(1) 利用受付 公共施設予約システムにて3か月前に予約抽選を行い、その後各コミュニティ施設にて手続を行う。一部、システムが導入されていないコミュニティ施設と対象外となっている施設は、規則に定める期間前の月の初日に直接各コミュニティ施設にて抽選から手続まで行う。</p> <p>(2) 利用区分 ア 9:00～12:00 イ 13:00～17:00 ウ 18:00～21:30</p> <p>(3) コミュニティ施設 東大宮コミュニティセンター、七里コミュニティセンター、宮原コミュニティセンター、馬宮コミュニティセンター、西部文化センター、大宮工房館 他7館</p>	<p>4 コミュニティ施設の提供</p> <p>(1) 利用受付 利用する日の3か月前</p> <p>(2) 利用区分 ア 9:00～12:00 イ 13:00～17:00 ウ 17:30～21:30</p> <p>(3) コミュニティ施設 コミュニティセンターいわつき、岩槻駅東口コミュニティセンター、複合施設ふれあいプラザ</p>